明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（一二）　二
〔省　令〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　三
○特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　三
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二九九）　三
○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の一部の規定の読替えに関する口上書の交換に関する件（同三〇〇）
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（農林水産一四九六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構平成二十七事業年度財務諸表、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　四一
会社その他
会社決算公告　四四

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（条約第一二号）（外務省）

この協定は、我が国とインドとの間で年金制度の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金とし、インドについては、被用者のための老齢年金及び遺族年金並びに被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって、一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣される場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、インドの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一三条～第一五条関係）

㈡　インドについては、インドの実施機関は、インドの法令による給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間も考慮すること等、インド側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一六条及び第一七条関係）

㈢　第三条に規定する者は、日本国については、日本国の法令に従って日本国民以外の者に対する脱退一時金を請求することができ、また、インドについては、一定の条件の下で、被用者積立基金制度の下で当該者の勘定にある額の全額を引き出す権利及び被用者年金制度の下での脱退給付を受ける権利を有する。（第一八条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の保護のための法律等により規律される。（第二二条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二四条関係）

㈢　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣の期間は、協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の適用の結果として、協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。（第二七条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）